

沖縄県政務活動費収支報告書等閲覧要綱

平成13年3月28日議長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、沖縄県政務活動費の交付に関する規程（平成13年沖縄県議会告示第1号。以下「規程」という。）第8条第3項の規定に基づき、収支報告書等の閲覧に關し必要な事項を定めるものとする。

(収支報告書等に不開示情報が記録されている場合の取扱い)

第2条 収支報告書等に記録されている情報に、沖縄県情報公開条例（平成13年沖縄県条例第37号）第7条の不開示情報がある場合は、当該不開示情報を除き、閲覧に供するものとする。

(閲覧場所)

第3条 規程第8条第2項の議長が指定する場所（以下「閲覧場所」という。）は、沖縄県議会議務局総務課内とする。ただし、議長が必要があると認めるときは、他の場所に変更することができる。

(閲覧時間等)

第4条 規程第8条第2項の議長が指定する時間は、次項に掲げる日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間とする。

2 閲覧に供しない日は、次に掲げる日とする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(4) 6月23日（沖縄県慰霊の日を定める条例（昭和49年沖縄県条例第42号）

第2条に規定する慰霊の日）

3 議長は、収支報告書等の整理その他特別の理由により必要があると認めるときは、前項の日以外の閲覧に供しない日を設け、又は第1項の閲覧に供する時間を変更することができる。

(閲覧手続)

第5条 収支報告書等を閲覧しようとする者は、閲覧場所において、収支報告書等閲覧者記録簿（別記様式）に閲覧年月日等所定の事項を記入しなければならない。

(閲覧者の遵守事項)

第6条 閲覧者は、閲覧に際しては、静粛を旨とし、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 複写機、写真機、映写機及びこれらに類する機器類により収支報告書等を複写し、又は撮影などをしないこと。

(2) 他の閲覧者や事務局職員に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を持ち込まないこと。

(3) 音読し、高笑し、又は不体裁な行為や他人の迷惑となる行為をしないこと。

(4) みだりに閲覧場所を離れないこと。

(5) 収支報告書等は、丁寧に取り扱い、き損、汚損又は加筆等を行わないこと。

(6) 収支報告書等は、閲覧場所以外の場所に持ち出さないこと。

(7) 閲覧した収支報告書等は、係員に返却すること。

(8) その他係員の指示に従うこと。

(閲覧の停止又は禁止)

第7条 議長は、閲覧者が沖縄県政務活動費の交付に関する条例（平成13年沖縄県条例第3号）、規程及びこの要綱の規定に違反したときは、収支報告書等の閲覧を停止し、又は禁止することができる。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年3月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別記様式

収支報告書等閲覧者記録簿

(年度)

	閲覧年月日	閲覧開始時刻	所属する会社又は団体 (該当する番号に○を付けてください。)
1	年 月 日	時 分	1. 報道機関 2. 行政機関 3. その他一般
2	年 月 日	時 分	1. 報道機関 2. 行政機関 3. その他一般
3	年 月 日	時 分	1. 報道機関 2. 行政機関 3. その他一般
4	年 月 日	時 分	1. 報道機関 2. 行政機関 3. その他一般
5	年 月 日	時 分	1. 報道機関 2. 行政機関 3. その他一般
6	年 月 日	時 分	1. 報道機関 2. 行政機関 3. その他一般
7	年 月 日	時 分	1. 報道機関 2. 行政機関 3. その他一般
8	年 月 日	時 分	1. 報道機関 2. 行政機関 3. その他一般
9	年 月 日	時 分	1. 報道機関 2. 行政機関 3. その他一般
10	年 月 日	時 分	1. 報道機関 2. 行政機関 3. その他一般